

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表その5 消防関係の表の(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査の部イ 貯蔵所の款(ウ) 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の項中「530,000円」を「570,000円」に改め、同款(エ) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第20条の4第2項第3号に規定する特定屋外タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の項中「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同款(オ) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の項中「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を

「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に改め、同款(カ) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の項中「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表(7) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査の部ウ 基礎・地盤検査の款中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同部エ 溶接部検査の款中「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同部オ 岩盤タンク検査の款中「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表(9) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査の部ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の款中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同部イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の款中「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

別表その6 その他の表中

「

(11) 図書館資料の写しの交付	白黒によるもの 1枚につき 20円 カラーによるもので日本
------------------	----------------------------------

	工業規格B列4号までの もの 1枚につき 50円 カラーによるもので日本 工業規格B列4号を超え る大きさのもの 1枚に つき 80円
--	--

」

を

「

(11) 図書館資料の写しの交付	白黒によるもの 1枚に つき 10円 カラーによるもの 1枚 につき 50円
------------------	---

」

に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の周南市手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市手数料条例新旧対照表

現行			改正案			
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
その1 税関係 ～ その4 開発関係 （略）			その1 税関係 ～ その4 開発関係 （略）			
その5 消防関係			その5 消防関係			
手数料を徴収する事項		手数料の金額	手数料を徴収する事項		手数料の金額	
(1) (略)		(略)	(1) (略)		(略)	
防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	イ 貯蔵所	(ア) ・ (イ) (略)	(略)		(略)	
		(ウ) 準 特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	1件につき	<u>530,000円</u>	(ウ) 準 特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	1件につき <u>570,000円</u>
		(エ) 特 定屋外タンク貯蔵所（浮き	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき	<u>830,000円</u>	(エ) 特 定屋外タンク貯蔵所（浮き	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>880,000円</u>

現行		改正案	
	<p>屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第20条の4第2項第3号に規定する特定屋外タンク貯蔵所（以下</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,010,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,120,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,420,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,660,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの1件につき</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,070,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,200,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,520,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,780,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの1件につき</p>

現行

改正案

「浮き屋 3,880,000円  
 根式特定 危険物の貯蔵最大数量が  
 屋外タンク 300,000キロリットル以上  
 貯蔵 400,000キロリットル未満の  
 所」とい も の 1 件 に つ き  
 う。 ) 、 5,100,000円  
 浮き蓋付 危険物の貯蔵最大数量が  
 きの特定 400,000キロリットル以上の  
 屋外貯蔵 も の 1 件 に つ き  
 タンクの 6,290,000円  
 うち規則  
 第22条の  
 2第1号  
 ハに規定  
 する特定  
 屋外貯蔵  
 タンクに  
 係る特定  
 屋外タン  
 ク貯蔵所  
 (以下  
 「浮き蓋  
 付特定屋  
 外タンク

「浮き屋 4,070,000円  
 根式特定 危険物の貯蔵最大数量が  
 屋外タンク 300,000キロリットル以上  
 貯蔵 400,000キロリットル未満の  
 所」とい も の 1 件 に つ き  
 う。 ) 、 5,340,000円  
 浮き蓋付 危険物の貯蔵最大数量が  
 きの特定 400,000キロリットル以上の  
 屋外貯蔵 も の 1 件 に つ き  
 タンクの 6,490,000円  
 うち規則  
 第22条の  
 2第1号  
 ハに規定  
 する特定  
 屋外貯蔵  
 タンクに  
 係る特定  
 屋外タン  
 ク貯蔵所  
 (以下  
 「浮き蓋  
 付特定屋  
 外タンク

現行				改正案			
		貯蔵所」とい う。)及び び岩盤タ ンクに係 る屋外タ ンク貯蔵 所を除 く。)				貯蔵所」とい う。)及び び岩盤タ ンクに係 る屋外タ ンク貯蔵 所を除 く。)	
	(オ) 浮	危険物の貯蔵最大数量が き屋根式1,000キロリットル以上5,000 特定屋外 タンク貯 蔵所及び 浮き蓋付 特定屋外 タンク貯 蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000キロリットル以上5,000 キロリットル未満のもの 1 件につき <u>1,130,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満のも の 1 件につき <u>1,340,000 円</u> 危険物の貯蔵最大数量が 10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満のも の 1 件につき <u>1,500,000 円</u> 危険物の貯蔵最大数量が		(オ) 浮	危険物の貯蔵最大数量が き屋根式1,000キロリットル以上5,000 特定屋外 タンク貯 蔵所及び 浮き蓋付 特定屋外 タンク貯 蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000キロリットル以上5,000 キロリットル未満のもの 1 件につき <u>1,180,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満のも の 1 件につき <u>1,410,000 円</u> 危険物の貯蔵最大数量が 10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満のも の 1 件につき <u>1,580,000 円</u> 危険物の貯蔵最大数量が

現行			改正案		
		50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満の もの 1件につき <u>1,830,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が 100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の もの 1件につき <u>2,140,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が 200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満の もの 1件につき <u>4,350,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が 300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の もの 1件につき <u>5,570,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以上の もの 1件につき <u>6,770,000円</u>			50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満の もの 1件につき <u>1,940,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が 100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の もの 1件につき <u>2,260,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が 200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満の もの 1件につき <u>4,550,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が 300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の もの 1件につき <u>5,820,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以上の もの 1件につき <u>7,070,000円</u>
	(カ) 岩	危険物の貯蔵最大数量が		(カ) 岩	危険物の貯蔵最大数量が

現行			改正案				
		盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	400,000キロリットル未満のもの 1 件につき <u>5,750,000円</u>			盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	400,000キロリットル未満のもの 1 件につき <u>5,930,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの 1 件につき <u>7,250,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの 1 件につき <u>7,470,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 1 件につき <u>10,700,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 1 件につき <u>10,900,000円</u>
	(キ) ~ (シ) (略)	(略)			(キ) ~ (シ) (略)	(略)	
ウ (略)	(略)	(略)		ウ (略)	(略)	(略)	
(3)~(6) (略)			(略)	(3)~(6) (略)			(略)
(7) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく危険物の製造	ア・イ (略)	(略)		(7) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく危険物の製造	ア・イ (略)	(略)	
	ウ 基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき <u>410,000円</u>			ウ 基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき <u>420,000円</u>	
		危険物の貯蔵最大数量が				危険物の貯蔵最大数量が	

現行

改正案

所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査

5,000キロリットル以上  
10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 540,000円  
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上  
50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 700,000円  
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上  
100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 920,000円  
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上  
200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,040,000円  
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上  
300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,600,000円

所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査

5,000キロリットル以上  
10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 560,000円  
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上  
50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 730,000円  
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上  
100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 960,000円  
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上  
200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,090,000円  
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上  
300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,660,000円

現行

改正案

		<p>危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>1,820,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>2,030,000円</u></p>			<p>危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>1,900,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>2,120,000円</u></p>
エ	溶接部検査	<p>危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>490,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>630,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>990,000円</u></p>	エ	溶接部検査	<p>危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>530,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>680,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>1,030,000円</u></p>

現行

改正案

危険物の貯蔵最大数量が  
50,000キロリットル以上  
100,000キロリットル未満の  
特定屋外タンク貯蔵所 1件  
につき 1,310,000円

危険物の貯蔵最大数量が  
100,000キロリットル以上  
200,000キロリットル未満の  
特定屋外タンク貯蔵所 1件  
につき 1,720,000円

危険物の貯蔵最大数量が  
200,000キロリットル以上  
300,000キロリットル未満の  
特定屋外タンク貯蔵所 1件  
につき 3,320,000円

危険物の貯蔵最大数量が  
300,000キロリットル以上  
400,000キロリットル未満の  
特定屋外タンク貯蔵所 1件  
につき 4,060,000円

危険物の貯蔵最大数量が  
400,000キロリットル以上の  
特定屋外タンク貯蔵所 1件  
につき 4,650,000円

危険物の貯蔵最大数量が  
50,000キロリットル以上  
100,000キロリットル未満の  
特定屋外タンク貯蔵所 1件  
につき 1,410,000円

危険物の貯蔵最大数量が  
100,000キロリットル以上  
200,000キロリットル未満の  
特定屋外タンク貯蔵所 1件  
につき 1,780,000円

危険物の貯蔵最大数量が  
200,000キロリットル以上  
300,000キロリットル未満の  
特定屋外タンク貯蔵所 1件  
につき 3,430,000円

危険物の貯蔵最大数量が  
300,000キロリットル以上  
400,000キロリットル未満の  
特定屋外タンク貯蔵所 1件  
につき 4,190,000円

危険物の貯蔵最大数量が  
400,000キロリットル以上の  
特定屋外タンク貯蔵所 1件  
につき 4,800,000円

現行			改正案		
	オ 岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>9,100,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>12,400,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>17,000,000円</u>		オ 岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>9,320,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>12,600,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>17,300,000円</u>
( 8 ) (略)	(略)	(略)	( 8 ) (略)	(略)	(略)
( 9 ) 消 防法第 14条の 3第1 項又は 第2項 の規定 に基づ く特定	ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>310,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>430,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が	( 9 ) 消 防法第 14条の 3第1 項又は 第2項 の規定 に基づ く特定	ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>320,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>460,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が

現行		改正案	
屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	10,000キロリットル以上	10,000キロリットル以上	10,000キロリットル以上
	50,000キロリットル未満のもの	50,000キロリットル未満のもの	50,000キロリットル未満のもの
	1件につき <u>720,000円</u>	1件につき <u>750,000円</u>	1件につき <u>750,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上
	100,000キロリットル未満のもの	100,000キロリットル未満のもの	100,000キロリットル未満のもの
1件につき <u>960,000円</u>	1件につき <u>1,020,000円</u>	1件につき <u>1,020,000円</u>	
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上	
200,000キロリットル未満のもの	200,000キロリットル未満のもの	200,000キロリットル未満のもの	
1件につき <u>1,210,000円</u>	1件につき <u>1,300,000円</u>	1件につき <u>1,300,000円</u>	
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上	
300,000キロリットル未満のもの	300,000キロリットル未満のもの	300,000キロリットル未満のもの	
1件につき <u>2,950,000円</u>	1件につき <u>3,150,000円</u>	1件につき <u>3,150,000円</u>	
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上	
400,000キロリットル未満のもの	400,000キロリットル未満のもの	400,000キロリットル未満のもの	
1件につき <u>3,620,000円</u>	1件につき <u>3,870,000円</u>	1件につき <u>3,870,000円</u>	
危険物の貯蔵最大数量が	危険物の貯蔵最大数量が	危険物の貯蔵最大数量が	

現行			改正案		
		400,000キロリットル以上のもの 1 件につき <u>4,170,000円</u>			400,000キロリットル以上のもの 1 件につき <u>4,460,000円</u>
	イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 1 件につき <u>2,660,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの 1 件につき <u>3,190,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 1 件につき <u>4,790,000円</u>		イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 1 件につき <u>2,690,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの 1 件につき <u>3,230,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 1 件につき <u>4,830,000円</u>
	ウ (略)	(略)		ウ (略)	(略)
(10)	(略)	(略)	(10)	(略)	(略)
(11)			(11)		
(略)			(略)		
その6 その他			その6 その他		
手数料を徴収する事項		手数料の金額	手数料を徴収する事項		手数料の金額

現 行		改 正 案	
(1)～(10) (略)	(略)	(1)～(10) (略)	(略)
(11) 図書館資料の写しの交付	白黒によるもの 1枚につき 20円 カラーによるもので日本工業規格B 列4号までのもの 1枚につき 50 円 カラーによるもので日本工業規格B 列4号を超える大きさのもの 1枚 につき 80円	(11) 図書館資料の写しの交付	白黒によるもの 1枚につき 10円 カラーによるもの 1枚につき 50 円
(12)～(15) (略)	(略)	(12)～(15) (略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	